

保護者 様

安城市立桜町小学校長 杉浦 実憲

桜町小学校「いじめ防止基本方針」の策定について

春陽の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日ごろは、本校の教育活動に対しまして温かいご支援を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本校では、児童の安全・安心な学校づくりのために、学校・家庭・地域・その他関係者が連携し、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、以下のとおり「桜町小学校いじめ防止基本方針」を策定しましたのでお知らせします。

学校では、さまざまな手だてを講じていきますが、ご家庭で気になる兆候などがありましたら学校にご連絡いただくとともに、各関係機関には相談窓口が設置されていますので、ぜひご活用いただきたく存じます。

- ★愛知県：子どもSOSほっとライン24（毎日24時間） 0120-0-78310
- ★愛知県警察本部：被害少年相談電話（月～金 午後5時まで） 0120-7867-70
- ★安城市：教育相談（月～金 午後5時まで） 0566-76-9674

桜町小学校「いじめ防止基本方針」

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍しているなど、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを言う。

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめは、どの児童にも、どの学校でも起こりうるものであることを踏まえ、「いじめは決して許されない」という認識を全教職員で共有する。そして、児童がいじめを生まない土壌をつくることできるように、教育活動を通して、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ・不登校対策委員会

校長、教頭、教務主任、校務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、保健主事、交通安全担当からなるいじめ防止等の対策のための「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、必要に応じて委員会を開催する。事案により、スクールカウンセラーなどの専門家から助言を受ける。

(2) 児童理解の会

「児童理解の会」を毎月開催し、全教職員で配慮を要する児童について、当該児童の現状や指導方針についての情報交換及び共通理解を図る。

(3) 生徒指導部会

「生徒指導部会」を毎月開催し、各学年の担当で生徒指導上の諸問題について情報交換を行い、指導方針の確認をする。学校全体で配慮を要する児童については、「児童理解の会」を通して全職員で共通理解を図る。

3 いじめ未然防止の取組 〈別表1「いじめ対策年間指導計画」〉

(1) 学級経営の充実

ア 日常的に児童の様子に目を配ったり、「hyper-QU」検査を実施したりすることで、教職員がいじめの兆候に気づくことができるようにする。

イ 「学ぶ楽しさを感じる授業」の実践に努めることで、児童が成就感や充実感をもてるようにする。

ウ ソーシャルスキル・トレーニングやピアサポートを教育活動に取り入れることで、児童がお互いを尊重し、円滑に他者とコミュニケーションを図ることができるようにする。

エ 学級委員会主導で「サッキーハーモニー宣言（いじめ撲滅宣言）」を行い、各学級でいじめをなくすための合言葉を決め、0のつく日に各学級で唱和する。そして、年度末に全校で活動の振り返りを行うことで、「いじめは決して許されない」という雰囲気を学校全体で醸成する。

(2) 道徳教育の充実

- ア すべての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心等を育てる。
- イ 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感・自己有用感を高める。

(3) 相談体制の整備

- ア 年間4回程度「いじめアンケート」を実施するとともに、学級担任による教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。
- イ 必要に応じて、スクールカウンセラーや養護教諭、安城市教育センターの臨床心理士との相談ができるように連絡・調整を図る。
- ウ 「hyper-QU」検査の結果を考察して、対応策（学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点等）を考え、職員研修で共通理解を図る。

(4) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

- 全校児童のインターネットや携帯電話の使用状況調査を適宜行い、現状把握に努めるとともに、問題があれば迅速に対応する。また、情報モラル教育の充実にも努める。

(5) 学校相互間の連携協力体制の整備

- 中学校や幼稚園・保育園との情報交換や交流活動を積極的に進める。

4 いじめ早期発見の取組

(1) 保護者や地域、関係機関との連携

- 児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るとともに、保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、安城市教育委員会や安城市教育センター、安城市子育て支援課、刈谷児童相談センター、安城警察署等の関係諸機関と連携して課題解決に努める。

(2) 「学校生活を楽しむためのアンケート」の実施

- 年間4回程度「いじめアンケート」を実施するとともに、学級担任による教育相談を行い、問題があれば迅速に対応する。

(3) ノート・日記指導

- 授業のグループ活動や放課の中で児童の様子に目を配ったり、連絡帳や日記等から交友関係や悩みを把握したりする。

5 いじめに対する措置

- ア いじめに関する相談を受けた場合、速やかに運営機構上の上司に報告し、指導を仰ぐ。
- イ 事実の有無を確認し、いじめのおそれがあると判断された場合には、いじめ・不登校対策委員会を開き、被害児童を守り通すという姿勢で対応を協議する。
- ウ いじめの再発防止に向けて、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- エ いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために、必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- オ 学校の指導方針を関係保護者に理解してもらうための必要な措置を講ずる。
- カ 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、安城市教育委員会及び安城警察署等と連携して対処する。

6 重大事態への対応等

(1) 重大事態の定義

- ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。
- イ いじめにより児童が一定期間連続して欠席をしたり、欠席日数が増加をしたりする等、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。

(2) 重大事態への対応 〈別表2「重大事態対応図」〉

- ア 重大事態が発生した旨を、安城市教育委員会に速やかに報告する。
- イ 安城市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

<別表1> 「いじめ対策年間指導計画」 (案)

		職員の情報共有	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P ↓ D	・「学校いじめ基本方針」の内容の確認	・S C等による相談の児童及び保護者への周知 ・学級開き、学年開き ・保健指導(心と体の成長) ・情報機器活用モラル指導 ・「王さまをむかえる会」(全校)	・いじめ相談窓口の児童及び保護者への周知 ・身体測定	・学校だより、HP等で「学校いじめ基本方針」を説明 ・授業参観
5月	↓	・「いじめアンケート」や教育相談の検証と情報共有	・サッカーハーモニー集会(全校) ・「自然教室」(5年)	・「hyper-QU」検査実施 ・6年いじめ予防講座	
6月	↓ C	・「hyper-QU」結果の検証		・「いじめアンケート」実施 ・教育相談 ・6年スマホ教室	・授業参観 ・青少年健全育成会
7月	↓ A	・「いじめアンケート」や教育相談の検証と情報共有	・「王さま集会」(全校)	・児童自身の生活評価の実施	・個別懇談会 ・保護者への学校評価アンケートの実施
8月	P ↓ D	・全教職員による取組の評価と検証			
9月	↓		・「修学旅行」(6年)	・身体測定 ・「いじめアンケート」実施 ・教育相談	
10月	↓	・教育相談の情報共有と検証	・「校外学習」(1～5年) ・なかよし運動会(全校)		・青少年健全育成会
11月	↓ C	・「hyper-QU」結果の検証		・「いじめアンケート」実施 ・教育相談 ・「hyper-QU」検査実施	
12月	↓ A	・教育相談の情報共有と検証 ・全教職員による取組の評価と検証	・道徳授業「人権」 ・人権週間「校長講話」 ・「王さま集会」(全校)	・児童自身の生活評価の実施	・個別懇談会 ・保護者への学校評価アンケートの実施
1月	↓ P ↓ D			・身体測定	
2月	↓ C	・教育相談の情報共有と検証 ・全教職員による取組の評価と検証	・サッカーハーモニー宣言ふり返し集会(全校)	・「いじめアンケート」実施 ・教育相談	・感謝の会
3月	↓ A	・学校関係者評価の結果を検証し、「学校いじめ基本方針」の見直し	・「王さまをおくる会」(全校)	・児童自身の生活評価の実施	・「卒業式」
通年		・児童理解の会 ・生徒指導部会 ・対応策の検討 ・インターネットや携帯電話の使用状況調査(適宜)	・各学級でのサッカーハーモニー宣言 ・さわやか集会での校長講話 ・学年集会での話 ・道徳教育、体験活動、学ぶ楽しさを感じる授業、児童会活動の充実	・健康観察の実施 ・S Cによる相談 ・連絡帳や日記による情報の収集と指導	・児童会と保護者の協働活動(あいさつ運動・資源回収)

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。

※P(PLAN 計画)、D(DO 実施)、C(CHECK 確認)、A(ACTION 改善)

＜別表２＞「重大事態対応図」

